

(本 庁) 産業部 商工観光課 商工観光係 ☎0954-65-3111 (内線256)
 農政課 振興係 ☎0954-65-3111 (内線254)
 農村整備課 管理係 ☎0954-65-3111 (内線260)
 農村整備係 ☎0954-65-3111 (内線261)

商工業

○中小企業者向け融資制度

中小企業向けに、運転・設備資金として必要な資金を有利な条件で融資する制度があります。白石町が取り扱っている融資制度は次のとおりです。

白石町中小企業融資・助成制度

中小企業向けに、設備・運転資金として必要な資金を有利な条件で融資する制度があります。また、各種設備資金に対する利子補給制度もあります。

■融資制度

| 使 途 | 貸付限度 | 貸付期限 | 貸付利率 | 保証料 |
|-------------------------|-------|------|-------|-----|
| 設備資金 | 700万円 | 7年以内 | 年2.4% | 町負担 |
| 運転資金 | 500万円 | 5年以内 | 年2.4% | 町負担 |
| ※設備・運転資金併用貸付限度額 700万円以内 | | | | |

設備資金・・・工場や店舗などの増設や改造、設備改造のための資金

運転資金・・・小規模な設備改善や運転資金

※融資を受ける場合、信用保証協会へ納める保証料の全額を町が負担します。

■利子補給制度

| 融資制度 | 資 金 名 | 資 金 使 途 | 利子補給限度額 | 利子補給期間 | 利子補給率 |
|--------------|----------|---------|---------------------------------|------------|-------|
| 国民生活金融公庫 | | 設 備 資 金 | 利子補給限度額は借入金の合計額のうち1,000万円を限度とする | 借入れの日から3箇年 | 1.0% |
| 中小企業金融公庫 | 一般貸付資金 | 設 備 資 金 | | | |
| 県中小企業融資 | 中小企業振興資金 | 設 備 資 金 | | | |
| | 小規模事業資金 | 設 備 資 金 | | | |
| 白石町中小企業小口融資☒ | 小口資金 | 設 備 資 金 | | | |

※上記融資制度以外の設備資金については、利子補給制度はありません。

ご存知ですか?訪問販売のクーリング・オフ制度

●クーリング・オフ制度とは

「訪問販売の場合、購入意思がはっきりしないまま契約をしてしまうことがしばしばあります。そんな時のために『訪問販売法』では、自分の行った契約について一定の期間冷静に考えることができる制度が設けられています。それが“クーリング・オフ制度”です。つまり、「訪問販売」で契約(申込み)をした場合、契約(申込み)のための書類を受け取った日を含めて8日間以内であれば、無条件で契約の解除(申込み撤回)ができるという消費者保護のための制度です。

お問い合わせ、ご相談は

白石町役場産業部商工観光課商工観光係・・・0954-65-3111 (内線256)

佐賀県消費生活センター・・・0952-24-0999

佐賀県警察相談室・・・0952-26-9110

農産

○農業関係資金の融資

融資を受けたい方は、産業部農政課振興係か、杵島農業改良普及センター、農協へご相談ください。

■農業を営んでいる方へ

○新部門等へのチャレンジ・担い手の育成

・元気アップ佐賀農業振興資金 〈対象〉農業経営の改善、規模拡大等に要する経費

①先進的農業経営者育成資金

農業所得目標1,500万円を目指す農業者のうち、現況の農業販売額1,000万円以上の農業者・高付価値型農業に取り組む農業者等

②トップブランド生産拡大資金

さが園芸日本一産地づくり運動、新世紀さが畜産確立運動、さが21水田農業パワーアップ運動に取り組む農業者等

- ・就農施設等資金（無利子）
- ・農業改良資金（無利子）
- ・農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ・農業近代化資金

○負債整理資金

- ・農業経営負担軽減支援資金
- ・農業経営維持安定資金
- ・経営体育成強化資金

○その他の資金

- ・農業経営改善促進資金（スーパーS資金）
- ・佐賀県農業災害等対策特別資金

■認定農業者の認定

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者としての認定を受けるためには、農業経営改善計画認定申請書の提出が必要です。認定基準がありますので、農政課振興係へご相談ください。

■農業経営の改善に積極的な経営者に

●認定農業者制度

○制度の内容

経営の規模拡大や生産方式、経営管理の合理化など、農業経営の改善を図るための計画（農業経営改善計画）を作成し、町長からその計画を認定された農業者のことです。

○認定基準

・営農類型の目標基準、年間総労働時間及び年間農業所得の基準については、所得等、基本構想策定を町において決定します。

○期間と年齢

・5年間。おおむね60歳までの方

○支援策

- ・農地の規模拡大および農作業の受託
- ・機械・施設等の導入等
- ・農業者年金加入助成
- ・農業用機械等の割増償却
- ・資金の融資

※詳細については、農政課振興係へお問合わせください。

■農村整備

●土地改良施設維持管理事業

○基幹水利施設管理事業

排水機場の操作、点検、整備を行います。また、国営有明水路の整備を行います。

○土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設のポンプ、モーターのオーバーホール、ゲートの塗装、用排水路の浚渫、機械等の部品の交換などのように数年に1回行うような施設の整備補修を行います。

○土地改良施設修繕保全事業

幹線用排水路の浚渫及びのり面保護工を行い、貯水機能の回復と二次災害の防止を図ります。

●かんがい排水事業

○国営筑後川土地改良事業

水資源の開発により安定した農業用水の確保と地盤沈下の抑制を図ります。

●農地保全事業

○地盤沈下対策事業

地盤沈下により生じた農用地及び農業用施設の被害を復旧するため用排水路等の整備により、かんがい排水機能の回復を図ります。

○幹線水路維持管理

県営地盤沈下対策事業で造成された施設について、町との管理協定に基づき幹線用排水路（地盤沈下対策用排水路）の整備・補修等の維持管理を行います。

●農道整備事業

○農道網を有機的、合理的に整備（舗装）することによって、高生産性農業を促進するとともに、農業の近代化、農村環境の改善を図ります。

●農地・農業用施設災害に関すること

○災害復旧の対象となる災害には「集中豪雨、台風、高潮、干ばつ、地震」等があり、復旧の対象となる施設には、次の施設があります。

(1) **農地** 耕作の目的に供される土地をいう。

(2) **農業用施設** 農地の利用又は、保全上必要な公共施設をいい、用排水路、農道、揚水機、橋梁、農地保全施設等が対象（一箇所40万円以上）。

*土地改良事業による農道、用排水路等の新設、改良等の事業計画を立案する場合には、当該路線に関する受益者の同意や地元負担金が必要となります。

※詳細については、農村整備課へお問い合わせください。